

「千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」の概要

報告書の位置付け

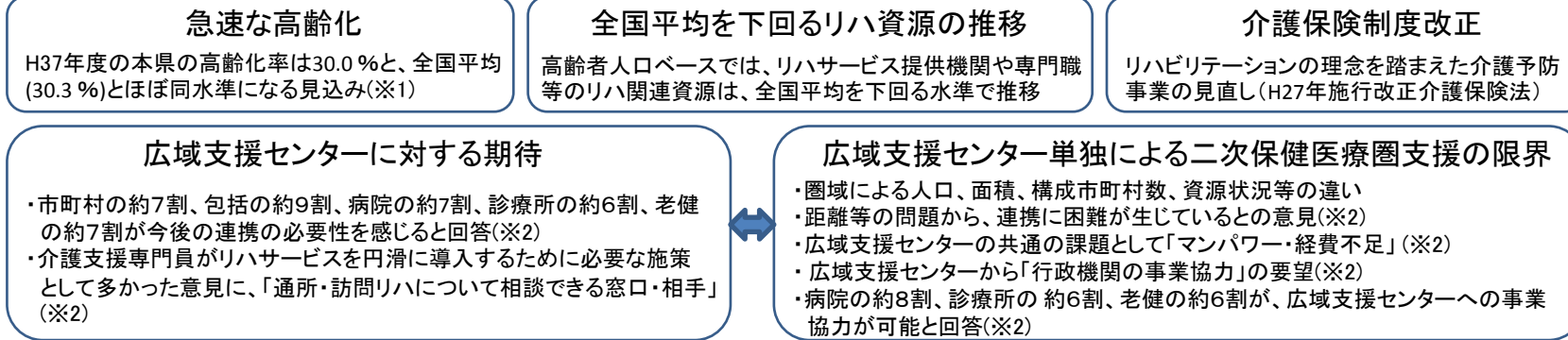
- ・地域リハビリテーション協議会の下部組織として設置した「地域リハビリテーション検討部会」による検討結果。
- ・「千葉県保健医療計画」(H29年度全面改定予定)への反映を目指し作成。

地域リハビリテーションの定義

「障害を持つ人々や高齢者およびその家族が、住み慣れたところでそこに住む人々とともに、一生安全にいきいきとした生活を送れるよう、医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべて」
(日本リハビリテーション病院・施設協会 平成3年作成・平成13年改定)

「千葉県地域リハビリテーション連携指針」改定(H20年3月)

現状と課題



- 広域支援センターの機能・役割・体制を見直す必要がある。
- 広域支援センターだけでは推進が困難な面について、関係機関との連携等により補完していく必要がある。
- 地域住民がいきいきとした生活を送ることのできる社会の実現に向け、地域住民の能力を最大限引き出していく必要がある。
- 今後、市町村が実施する新たな介護予防事業等との関わりの中で、特に広域支援センターと行政機関の協働を進めていく必要がある。

※1「日本の地域別将来推計人口(H25年3月推計)」
※2 地域リハビリテーション関係機関調査結果(H26年6月～H27年9月実施)

関係機関		回答率
行政機関等	市町村	100%
	地域包括支援センター(以下、「包括」)	94%
医療機関等	病院(回復期リハ病棟・地域包括ケア病棟保有)	87%
	診療所(リハ科標榜)	28%
	介護老人保健施設(以下、「老健」)	38%
地域リハビリテーション広域支援センター(以下、「広域支援センター」)		100%
介護支援専門員(H27年度千葉県介護支援専門員専門研修事業 専門研修過程Ⅱ(2回目以降の更新)及び「H27年度千葉県主任介護支援専門員研修」受講者)		93%

＜地域リハビリテーション支援体制の整備推進の理念＞

すべての人々が、本人の「したい生活」を実現できるように、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるよう関係機関等の支援体制の整備を図る。

施策の方向性

基本目標Ⅰ

地域リハビリテーション支援体制の強化・充実

① 支援機能の強化

- ・広域支援センター・県支援センターの機能・役割の見直し
- ・新たな支援体制の構築

② 連携体制の充実

- ・関係職種に対する普及啓発
- ・多職種・多機関の「つながり」の強化

基本目標Ⅱ

地域住民に身近な地域リハビリテーションの実現

③ 住民参加の促進

- ・住民に対する啓発
- ・専門職による住民活動の支援の促進

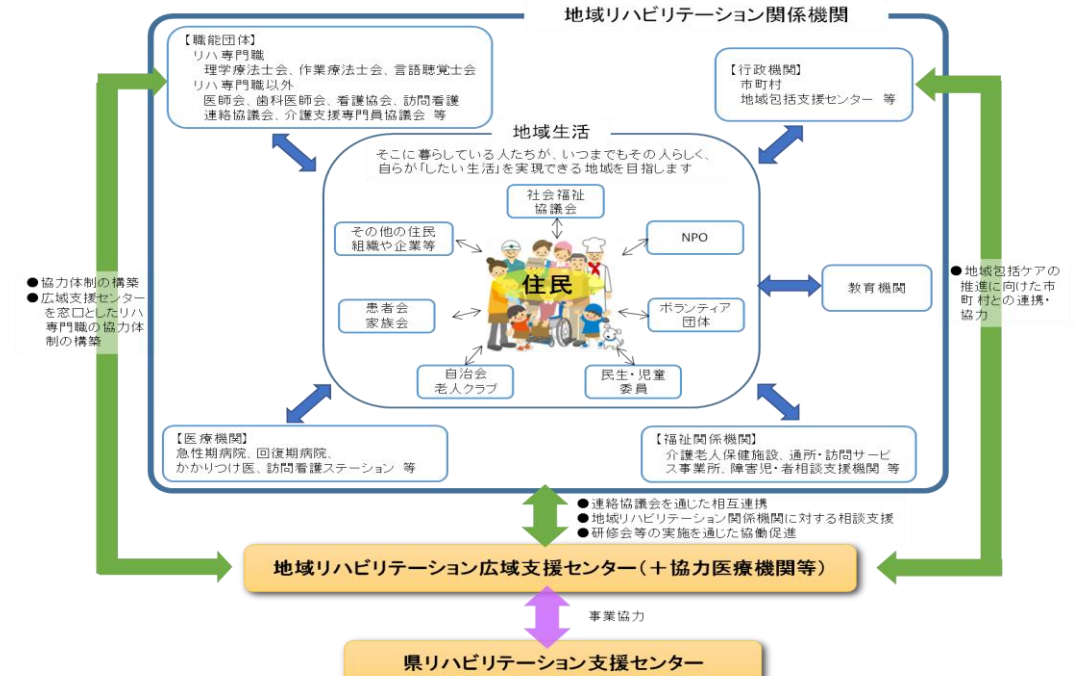
④ 市町村との協働

- ・市町村等行政機関への事業協力
- ・地域包括支援ネットワーク構築の場への関係職種の参加促進

○広域支援センターの機能・役割

現行指針	見直し後
①「連絡協議会」の開催を通じた関係機関相互の連携支援体制の構築	<p>＜全ての広域支援センターが果たすべき機能・役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「連絡協議会」の開催を通じた関係機関相互の連携支援体制の構築 ②地域包括ケアの推進に向けた市町村への事業協力 ③リハビリテーション専門職の在籍していない関係機関に対する相談支援 ④研修等の実施を通じた関係機関従事者の協働促進 <p>＜地域の実情に応じて取り組むべき機能・役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域診断と圏域課題の分析に基づく先駆的取組の実施 ②一般住民に対する健康増進・介護予防等の取組支援 ③資源が少ない領域の支援体制の構築 ④災害時の地域リハビリテーション活動等その他地域リハビリテーションの推進に必要な取組
④関係機関従事者への技術的援助	
⑤関係機関や住民を対象とした研修会・講演会の開催	
②リハ資源の調査・情報収集・提供	
③圏域における課題の分析	
⑥福祉用具・住宅改修の相談対応	

○地域リハビリテーション支援体制の目指す姿



評価指標

- ①支援機能の強化 : 新たな機能・役割を担う広域支援センター等の設置数
- ②連携体制の充実 : 適切なリハビリテーションを提供されていると感じる県民の割合
- ③住民参加の促進 : 県民の地域リハビリテーションに対する認知度
- ④市町村との協働 : 広域支援センターと連携を図っている行政機関の割合